

## 住民監査請求および監査結果の概要

平成20年度

### 8 非常勤の行政委員の報酬条例の改正を求める請求

請求日 平成21年 2月 9日

結果通知日 平成21年 4月11日

#### 請求人の主張

請求人は、

- (1) 滋賀県特別職の報酬に関する条例は、非常勤の行政委員について、報酬は日額制で決めるべきところ、月額制で決めている。

大津地方裁判所が1月22日の判決で、この条例を違法と判断し、月額制報酬の支出差し止めを命じた。

上記判決は、行政委員は労働、収用、選挙管理の3委員についてであるが、公安委員（定例会週1回木曜午後）、教育委員（定例会月1回。教育長を除く）、人事委員（定例会なし。案件のあるときだけ会議が開かれる）は、その勤務が非常勤であり、常勤並みの勤務をしていると認められないから、同様に違法である。

- (2) 条例は法令であるが、条例であっても、それが直接に特定の個人（行政委員）の権利義務、法律関係の変動をもたらす具体的処分的内容をもつものについては、その制定、改正および公布行為は、行政処分性、行政行為性を持ち、抗告訴訟を提起できるとされている（県職員給与臨時特例条例について盛岡地判昭和31.10.15.行集7-10-2443）。給与条例は、地方自治法203条5項等の報酬条例主義により定めるものであって、行政委員の報酬請求権を発生させる根拠となるものである。

報酬条例は、地方自治法232条の3の支出負担行為（支出の原因となるべき契約その他の行為）を構成する一連の行政行為であるから、給与条例は条例の形式をとっていても、実質的に行政行為と異なるところはなく、法令であると同時に「財務会計上の行為」であるという二面性を有するから、その制定改正および公布行為は監査請求の対象となるものである。

との理由から、滋賀県知事および滋賀県議会、滋賀県議会議員に対し、滋賀県特別職の報酬に関する条例の行政委員（労働委員、収用委員、選挙管理委員、人事委員、公安委員、教育委員）について、月額制の報酬を日額制に改正し、改正した条例を公布する等、当該行為を是正するために必要な措置を講ずるよう求める。また、条例を月額制から日額制に改正すべきなのにこれをしていない「怠る事実」を改めるよう、必要な措置を講ずるよう求めている。

#### 監査結果 受理または不受理の決定できず

本件請求について、受理または不受理について協議を重ねたが、監査期限までに意見の一致をみることができず、受理または不受理の決定をなし得なかった。

監査委員の意見は次のとおり。

##### 1名の委員の意見

非常勤行政委員の報酬条例は、直接に特定の行政委員の権利義務、法律関係の変動をもたらす具体的処分的内容をもつので、財務会計行為に該当し、その制定改正および公布行為は、住民監査請求の対象となるから、今回の請求は受理すべきものである。

##### 3名の委員の意見

住民監査請求は、個別具体の財務会計行為を摘示する必要があるが、非常勤行政委員の報酬条例の制定改正および公布行為は、地方自治法第242条第1項の財務会計行為ではなく、住民監査請求の対象とならないことから、今回の請求は却下すべきものである。